

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年1月26日（金） 8：42～9：27

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣  
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）  
小 泉 龍 司 国務大臣（法務大臣）  
上 川 陽 子 国務大臣（外務大臣）  
鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
盛 山 正 仁 国務大臣（文部科学大臣）  
武 見 敬 三 国務大臣（厚生労働大臣）  
坂 本 哲 志 国務大臣（農林水産大臣）  
齋 藤 健 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）  
伊 藤 信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
木 原 稔 国務大臣（防衛大臣）  
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）  
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
土 屋 品 子 国務大臣（復興大臣）  
松 村 祥 史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
加 藤 鮎 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
新 藤 義 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
自 見 はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪 席 者：村 井 英 樹 内閣官房副長官  
森 屋 宏 内閣官房副長官  
栗 生 俊 一 内閣官房副長官  
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	11件
○国会提出案件	3件
○政令	5件
○人事	4件
○配布	1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、村井副長官から御説明申し上げます。

○村井内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、新藤大臣から御発言があります。

次に、「パレスチナ被災民に係る物資協力の実施」について、御決定をお願いいたします。本件は、国際平和協力法に基づき、毛布等を無償で提供するものであります。

次に、「令和6年度予算」を国会に提出することについて、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

次に、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、令和6年能登半島地震による被災地域の支援に必要な経費として、一般会計予備費から約1,534億円を、エネルギー対策特別会計予備費から約19億円を、それぞれ使用するものであります。

次に、公式実務訪問賓客待遇について、御了解をお願いいたします。本件は、ケニア大統領及び同令夫人を2月6日から9日まで、公式実務訪問賓客として接遇することとするものであります。

次に、「国会の会期前に逮捕された国会議員の氏名等の通知」について、御決定をお願いいたします。本件は、秋本真利衆議院議員及び池田佳隆衆議院議員がそれぞれ逮捕され、現在勾留中のため、国会法の規定に基づき、衆議院議長に対し、その氏名等を通知するものであります。なお、今後、本件に係る勾留期間更新決定の通知を衆議院に行う場合には、内閣総理大臣限りで処理することについて、あわせて御決定をお願いいたします。

次に、恩赦1件について、御決定をお願いいたします。復権を行うものであります。

次に、「令和3年度決算に関する参議院の議決について講じた措置」について、御決定をお願いいたします。本件は、参議院において「令和3年度決算」を議決した際に指摘された事項について、政府が講じた措置を参議院に報告するものであります。

次に、「特別会計財務書類」について、御決定をお願いいたします。本件は、特別会計法に基づき、令和4年度における各特別会計の資産及び負債の状況等について、国会に提出するものであります。

次に、「厚生年金特例法の施行状況」に関する報告について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、昨年9月末までに年金記録の訂正の答申を行った事案等について、事業主の保険料の納付状況等を国会に報告するものであります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「金融商品取引法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年2月1日とするものであり、「同改正法の一部の施行に伴う関係整備政令」は、「金融経済教

育推進機構」の設立等に伴い、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「公金受取口座登録法の一部の施行期日令」は、同法の一部の施行期日を本年4月1日とするものであり、「預貯金口座個人番号利用申出法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年4月1日とするものであり、「同法施行令」は、金融機関におけるマイナンバーと預貯金口座の管理の方法等について定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、カメルーン国駐箚大使高岡望外1名を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、元国税庁東京国税局長市川健太を日本銀行監事に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、退官するものについて、御決定をお願いいたします。

次に、下田智久外779名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について、御決定をお願いいたします。なお、参議院議員室井邦彦を従三位に叙し、旭日重光章を授けるものがあります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「日・ドイツ物品役務相互提供協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本協定は、両国間の安全保障協力を促進するため、日本国の自衛隊とドイツ軍隊との間における物品役務提供について、基本的な条件を定めるものであります。なお、相手国政府との署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、新藤大臣。

○新藤国務大臣：昨年12月21日に閣議了解した「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に関し、政府支出、国民所得に係る計数の追加等を行いました。令和6年度において、政府支出については、経済対策の効果等により、0.7パーセント程度の増加を見込みます。また、名目雇用者報酬については、成長の継続、労働需給の引き締め等为背景として賃金上昇が継続する中、2.7パーセント程度増加すると見込みます。経済成長率は、昨年末にお示しした通り、令和5年度は外需がけん引し実質で1.6パーセント程度、令和6年度は民需が主導し1.3パーセント程度の成長を見込みます。以上の経済見通しの下、デフレからの脱却、民需主導の持続的な成長の実現を目指した経済財政運営を推進してまいります。関係閣僚各位には、引き続きの御協力をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、財務大臣。

○鈴木国務大臣：令和6年度予算につきましては、計数整理等を完了しましたので、本日ここに閣議の御決定を求め、国会に提出いたしたく存じます。これまでの関係各位の御協力に感謝いたします。令和6年度予算は、能登半島地震からの復旧・復興に向けて、切れ目のない対応に万全を期すとともに、歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取るための予算としており、速やかに成立させる必要があります。皆様の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○林国務大臣：次に、文部科学大臣。

○盛山国務大臣：国立大学法人新潟大学長牛木辰男は、1月31日付けで任期満了となりますが、2月1日付けで再任いたしたいので、御了解願います。

○林国務大臣：次に、第213回国会政府4演説案について、御検討をお願いいたします。まず、内閣総理大臣施政方針演説案を村井副長官が朗読いたします。

○村井内閣官房副長官：

#### 1 能登半島地震

元日に発生した令和6年能登半島地震。震災によって亡くなられたすべての方々の御冥福を心からお祈りします。また、被害に見舞われ、厳しい生活を送っておられる被災者の方々に、改めてお見舞いを申し上げます。

今回の震災では、厳しい状況が幾重にも重なりました。

半島特有の道路事情による交通網の寸断。海底隆起や津波被害による海上輸送の途絶。水道、電気、通信などライフラインの甚大な損傷。地震に弱い木造家屋が散在する小さな集落の孤立。高齢者比率5割を超える地域社会への直撃。

悪天候と度重なる余震の中で、地元自治体、自衛隊、全国からの警察・消防の派遣部隊や自治体の応援職員、医療・福祉や道路、電力等の緊急対応チームはじめ多くの皆さんが不眠不休で、また、倒壊の危険の中で、救命救助活動やインフラ復旧に当たっていただいています。心から感謝申し上げます。

こうした厳しい状況の中でも、なによりも素晴らしいのは、被災者の皆さん、また、支援に携わる皆さんの整然とした行動と「絆の力」です。発災直後の大混乱した状況は、皆さんの忍耐強い協力によって段々と落ち着きを取り戻しています。「能登はやさしや土までも」と言われる、外に優しく、内に強靱な能登の皆さんの底力に深く敬意を表します。

政府・地元が一体となって被災者に寄り添い、生活と生業をしっかりと支えていく息の長い取組を続けてまいります。また、被災者の皆様の命と健康を守るためにも、先行きの不安や懸念を解消しつつ、二次避難を広げていきます。

異例の措置でもためらわずに実行していきます。例えば、昨年末に決めたばかりの令和6年度予算案の変更を決断し、一般予備費を1兆円に倍増しました。予算の制約により震災対応を躊躇することがあってはならないとの決意です。今後、支援のフェーズは段階的に変わっていきますが、政府としては切れ目なく「できることはすべてやる」という考え方で、全力で取り組んでいきます。

また、私をトップとした「令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部」を新たに設置することとしました。「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」を着実に実行し、被災者の帰還と能登を含めた被災地の再生まで責任をもって取り組む決意です。

(被災地での所感)

先日、被災地を訪問し、輪島と珠洲の避難所に伺いました。大変な御苦勞の中、様々な不安を抱えておられるとの声をお聞きしました。また、被災者支援や復興に向けて貴重なお話を伺いました。

一方、過去の災害対応に比べて、新しい取組がいくつも生まれており、強く印象

付けられました。

道路が寸断され、空港も使えない中で、「新たな官民連携」による一気通貫の物流システムが動きだしていました。自衛隊ヘリが都市部や海上からの空輸を担い、民間物流業者が荷捌き倉庫での管理や小口のトラック配送をきめ細かく行い、その先の交通途絶した避難拠点には自衛隊員が40キロの支援物資を担いで配送するという組み合わせが短期間に動いています。

断水していても使える温水シャワーが避難者の疲れを癒し、活躍しています。生活用水を循環ろ過し、再利用する技術をもつスタートアップ企業が持ち込んでくれました。アフリカや中東で展開している事業の逆輸入です。停電・断水でも使用可能なトイレトレーラーも全国から届けられました。

孤立集落での自衛隊の救助活動と連携した医薬品のドローン配送、立ち入り困難な現場の上空からの被災状況調査、無線中継ドローンによる携帯回線の応急復旧等、本格的なドローンによる災害対応が行われています。

これらに共通しているのは、日本人の伝統的な強みである「絆の力」がデジタル、スタートアップ、新たな官民連携、資源循環など新しい要素と組み合わせられてパワーアップし、日本の「新たな力」となっている姿です。

## 2 成果を実感する年に

震災の現場だけではありません。日本経済の色々な場面で「新たな力」が動き出しています。

政権を担って2年4か月。30年間続いたコストカット経済から脱却し、社会課題解決に新たな官民連携で取り組むことで、賃上げと投資がけん引する「新しい資本主義」を実現し、日本を大きく動かしていきます。

30年ぶりの水準となった賃上げ、設備投資、株価。日本経済が新たなステージに移行する明るい兆しが随所に出てきています。

今、我々は、長い間、日本経済に染み付いたデフレから完全脱却し、熱量溢れる新たな成長型経済に移行していくチャンスを手にしていきます。

このチャンスを掴み取り、絶対に後戻りさせない。この強い決意が政治に問われています。本会議場に集う国会議員の皆さん、今年、令和6年を、「これまでの積み上げを形に」し、国民の皆さんに「成果を実感していただく年」とするため、政治の総力を挙げて断固として取り組もうではありませんか。

震災への対応、デフレ完全脱却、そして緊迫する国際情勢への対応。日本は、内外共に正念場を迎えています。

重要政策をしっかりと進めていかなければなりません。

外交の舵取りをしっかりと果たしていかなければなりません。

## 3 政治刷新本部

しかしながら、政治の安定なくして政策の推進はありません。そして、国民の信頼なくして政治の安定はありません。

いま、その信頼が揺らいでいる。

自民党の政策集団の政治資金の問題で、国民から疑念の目が注がれる事態を招い

たことは、自民党総裁として極めて遺憾であり、心からお詫び申し上げます。

「政治は国民のもの」との立党の原点に立ち返って自民党は変わらなければならない。この決意と覚悟をもって「政治刷新本部」において集中的な議論を行いました。

信頼回復の第一歩として合意した「中間とりまとめ」においては、政治資金の透明性やコンプライアンスの徹底など運用面での改革を先行して進めつつ、制度面での改革については、各党各会派との真摯な協議を経て、政治資金規正法改正など法整備を実施していくとしています。

また、自民党内の政策集団が、いわゆる「派閥」、すなわち「お金と人事のための集団」と見られても致し方ない状況にあったことを率直に認め、真摯に反省し、政策集団が「お金」と「人事」から完全に訣別することを決めました。

政治の信頼回復に向けて、私自身が先頭に立って、これらを必ず実行してまいります。政治改革に終わりはなく、今後も引き続き、政治刷新本部においてさらなる改革努力を継続していきます。

国民の信頼回復を果たして政治を安定させ、その上で重要政策を実行してまいります。

#### 4 経済

昨年10月の所信表明で「経済、経済、経済」と申し上げました。その思いは今も全く変わっておりません。

「経済の再生」が岸田政権の最大の使命である。もう一度この場でお誓いいたします。

経済、とりわけ、賃上げが今まさに喫緊の課題として求められています。

(物価高に負けない賃上げ)

昨年は、30年ぶりの高い賃上げ水準となり、最低賃金も過去最大の上げ幅となりました。この流れを今年につなげ、国民の皆さんに実感いただくため、政府による「公的賃上げ」も行います。

全就業者の14パーセントを占める医療や福祉分野の幅広い現場で働く方々に対して、物価高に負けない「賃上げ」を確実に実現してまいります。

公共事業や給食はじめ公共サービスの調達でも「賃上げ」がしっかり行われるよう、単価設定と調達制度改革を進めています。

その上で、中小企業やパート、非正規で働く方々の賃上げです。

赤字の中小企業や医療法人も使えるように賃上げ税制を拡大強化しました。中小企業の労務費上昇のスムーズな転嫁を後押しする公正取引委員会等の強力な指針も作りました。遵守に向けて全国で周知徹底を進めています。

また、パートで働く方々にとって長年の課題だった「年収の壁」解消のための支援策の活用を拡大していきます。

さらに、価格転嫁が厳しいトラックドライバーの大幅な賃上げに向け、「標準的な運賃」を引き上げるとともに、適正な運賃導入を進める法案も提出します。

建設業についても、賃上げ原資を確保するため、国が適正な労務費の目安を予め

示した上で、個々の工事の下請契約等が行われることを促す法案を提出します。

いずれも、「賃上げ」のために力強い後押しとなります。

急激な物価高から国民生活を守る手立ても緩めません。

ガソリンや電気・ガス料金では、機動的に家庭や地域の足の負担を抑制するため激変緩和措置を講じてきました。物価高に直撃されている年金世帯を含む住民税非課税世帯への1世帯7万円の追加給付も着実に動き出しています。より幅広い低所得者世帯への給付、子育て世帯への追加給付などきめ細かい支援を進めます。

そして、本丸は、物価高を上回る所得の実現です。あらゆる手を尽くし、今年、物価高を上回る所得を実現していきます、実現しなければなりません。

政労使の意見交換において、昨年を上回る賃上げを強く呼びかけ、春季労使交渉ではそれに呼応する動きが広がっています。政府としてもこのモメンタムを保っていくべく全力を挙げます。

春からの賃上げに加えて、6月からは1人4万円の所得税・住民税減税を行い、可処分所得を下支えします。官民が連携して、「賃金が上がり、可処分所得が増える」という状況を「確実に」作り、国民の実感を積み重ねることで、長年続いてきた縮み志向の意識ではなく、「賃金が上がることが当たり前だ」という前向きな意識を社会全体に定着させてまいります。

持続的な賃上げを可能とするための「人への投資」を進めます。三位一体の労働市場改革を早期かつ着実に進め、多様な働き方を促すためのセーフティネットの拡充、教育訓練やリ・スキリング支援の強化を図るための法整備も進めていきます。

(稼ぐ力の強化)

賃上げを生み出す企業の「稼ぐ力」の強化にも大きく踏み込みます。

設備投資は過去最大規模の名目100兆円を実現する見込みです。これを更に進めるため「国内投資促進パッケージ」では、水素や半導体など未来志向の戦略的投資を促進するため、初期投資のみならず、「生産段階でのコスト」にも着目した税額控除措置を講じるなど、過去に例のない投資減税や補助を講じることとしました。

地域経済をけん引する、中堅・中小企業も、省力化投資の支援措置などしっかりと後押しします。

戦略的なインフラ整備も重点的に進めます。震災からの復興に向けて3月16日の北陸新幹線の延伸を予定通り進めるとともに、リニア中央新幹線の整備に向けた環境を整えるほか、道路空間をフル活用した自動物流システム構想を早期に実現していくなど、物流革新を進めます。

(GX)

脱炭素と経済成長の両立を図るGXを進めていきます。世界初のGX経済移行債20兆円を活用し、産業・暮らし・エネルギーの各分野での投資を加速します。加えて、今国会には、水素、CCS、洋上風力の導入拡大のための法案を提出します。さらに、カーボンプライシング制度の令和8年度本格導入に向けて、大企業の参加義務化や個社の削減目標の認証制度の創設を視野に法定化を進めていきます。原子力発電についても、脱炭素と安定供給に向けた有効な手段の1つとして、安全最優

先で、引き続き活用を進めてまいります。

初の首脳会合を開いた「アジア・ゼロエミッション共同体」の取組を加速します。アジア諸国の多様な取組に日本の技術力や金融力で貢献し、同時に、アジアの成長力を我が国に取り込んでいきます。

(イノベーション・スタートアップ)

科学技術は、産業構造転換の鍵であり、未来を切り拓く礎です。1995年来、科学技術基本法のもと目指してきた「科学技術創造立国」を令和においても真に実現するため、長期的ビジョンを持った国家戦略を策定します。

AIについては、規制と利用促進を一体的に進めます。昨年のG7広島サミットで創設した「広島AIプロセス」の成果として、生成AIのリスクへの対処を目的とした、初の国際的な枠組みである「包括的政策枠組み」に合意しました。AIの安全性の評価手法の研究機関を設立します。

宇宙分野についても、今月、日本の小型実証機が初めて月面着陸しました。アルテミス計画において、2020年代後半の米国人以外で初となる日本人宇宙飛行士の月面着陸を目指し、民間と共同で進めます。

バイオ、量子、フュージョンエネルギーなどの技術についても中長期的視点をもって取り組み、投資促進、規制改革を進めます。また、通信事業での国際競争力強化、研究開発の促進のために取組を進めます。

「スタートアップ育成5か年計画」を加速し、新しい挑戦を後押しします。スタートアップの資金調達には10年間で約10倍となるなど、順調な増加基調にあります。人材育成、資金供給、オープン・イノベーションを着実に推し進め、成長意欲が高い中堅企業に対する支援も拡充します。

(大阪・関西万博)

新型コロナを乗り越え、いのちへの向き合い方、社会の在り方を問い直す機会となる大阪・関西万博の成功のため、オールジャパンで進めていきます。万博の主要な費用については、外部専門家の知見も活用し、その適正性を継続的にモニタリングしていきます。

(資産運用立国)

2,000兆円を超える日本の個人金融資産を「国民所得の伸び」と「稼ぐ力」に役立てます。年初から抜本的に拡充した「新NISA」がスタートしました。

家計の資金が投資に向かい、企業価値向上が家計の所得増につながり、さらなる投資や消費が生まれる、という好循環の実現を目指します。コーポレートガバナンス改革の実質化に加え、資産運用業とアセットオーナーの運用力の向上に取り組み、我が国のインベストメント・チェーンを強化していきます。

(経済財政運営)

歳出改革を継続しながら、「賃上げ」の取組を通じて所得の増加を先行させ、デフレからの完全脱却を果たすことは、高齢化等による国民負担率の上昇の抑制につながり、財政健全化にも寄与します。経済あつての財政であり、まず、経済を立て直し、そして、財政健全化を着実に進めます。

## 5 社会

日本経済の最大の戦略課題は「デフレ完全脱却」である一方、日本社会の最大の戦略課題は「人口減少問題」です。

民間有志による「人口戦略会議」の提言の深刻な危機感も踏まえつつ、「いま政府ができることはすべてやる」との構えで全力を挙げていきます。

(包摂的な社会の実現)

第一は、こども・子育て政策です。

前例のない規模でこども・子育て政策の抜本的な強化を図ることにより、我が国のこども1人当たりの家族関係支出は、GDP比で16パーセントとOECDトップのスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進します。

財源確保については、まずは徹底した歳出改革等によって確保することを原則とし、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することで、国民に実質的な負担が生じないこととしています。

今年は、児童手当の抜本的拡充、高等教育の負担軽減、保育所の76年ぶりの配置改善、児童扶養手当の拡充など、いよいよ政策が本格実施されるステージに入ります。

今国会に必要な法案を提出し、スピード感を持って、実行に移してまいります。

単に制度や施策を策定するのではなく、社会全体で、こどもや子育て世帯を応援する機運を高める取組を車の両輪として進めてまいります。

こどもに対する性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、あってはならないことです。こどもの性被害を防止するための法制度について、今国会での法案提出を目指し、より実効的な制度となるよう検討を進めます。

また、質の高い公教育の再生、教育の国際化とともに、教職員の処遇見直しを通じた質の向上を図っていきます。

女性の活躍を全力で後押しします。これまでの取組もあり、女性の有業率は53.2パーセントで過去最高。特に、25歳から39歳は初めて8割を超えました。これを更に進めるため、女性役員比率の目標等に向け、人材の採用・育成を支援します。また、男女ともに仕事と育児の両立ができるよう支援策を充実させていきます。

高齢者や御家族の皆様にとって切実である認知症への対応も進めます。関係者の思いが込められた認知症基本法が今月から施行されました。認知症の方御本人、御家族に御参加いただいた「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」の成果を、基本計画の策定や独居高齢者を含めた高齢者の生活上の課題への取組にいかしてまいります。

これらの取組を通じ、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての方が生きがいを感じられ、その尊厳が損なわれることなく、多様性が尊重される、包摂的な共生社会を実現してまいります。

(デジタル行財政改革)

人口減少に適応しつつ、国民のニーズの多様化、複雑化に対応するために、デジ

タル行財政改革が求められています。デジタルの力をいかして、人手不足が深刻化する中、公務員の数を増やさずに行政サービスを持続できる環境を作ります。あわせて、基金の見直しや、予算事業の見える化などを推進します。

さらに、利用者起点で発掘した課題を踏まえ、デジタルと規制改革を組み合わせ、課題を解決していく方策を実行していきます。その際、デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの利便性向上を徹底的に進めます。

特にライドシェアの課題については、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した新たな運送サービスが、4月から実装されるよう、制度の具体化と支援を行います。これらの施策の実施効果を検証しつつ、ライドシェア事業に係る法制度について、6月に向けて議論を進めます。

自動運転についても、2024年度において、社会実装につながる「一般道での通年運行事業」を20か所以上に倍増し、全ての都道府県での計画・運行を目指します。

## 6 地方創生

地方創生なくして、日本の発展はありません。それぞれの地域においても、「絆の力」を基礎に、新しい取組が始まっています。観光や農業などの基幹産業の発展を支援し、そして安心して暮らせる地域を守り抜いていかなければなりません。

### (観光・農業)

地方の成長も後押しするため、2030年訪日客6,000万人、消費額15兆円を目指します。その際、一部の地域・時期への偏在によるオーバーツーリズムを未然に防止し、全国津々浦々に観光の恩恵を行き渡らせるため、観光地・観光産業の高付加価値化と地方部への誘客を強力に推進します。

地方が支える農業は国の基です。我が国の農業が直面する、食料や肥料の世界的な需給変動、環境問題、国内の急激な人口減少と担い手不足といった、国内外の社会課題を正面から捉え、これらの克服を、地域の成長へとつなげていくべく、農政を抜本的に見直します。

このため、農政の憲法と位置付けられる「食料・農業・農村基本法」について、制定から四半世紀を経て初の本格的な改正を行うべく、今国会に改正法案を提出します。

さらに、不測時の食料安全保障の強化、農地の総量確保と適正・有効利用、食品原材料の調達安定化、スマート農業の振興を体系的に推進するため、これらの関連法案も、今国会に提出します。

あわせて、グリーン農業、循環型林業、養殖業への転換など、環境に配慮した持続可能な農林水産業及び食品産業への転換を促進するとともに、国内の生産基盤の維持の観点も踏まえ、農林水産物の輸出を、より一層促進してまいります。

農政の基本は現場にあります。現場で日々汗を流し、苦勞をされている方々に寄り添い、その前向きな取組を後押しする農政を展開してまいります。

### (安全・安心、福島復興)

平時から「安全・安心」を守り抜きます。能登半島地震を含め、激甚化する自然

災害を踏まえ、ハード・ソフト両面から、流域治水やインフラ老朽化対策をはじめとする防災・減災、国土強靱化の取組を継続的に進めてまいります。

また、地域における持続可能なインフラ整備に向けて、官民連携により、流域における総合的な水管理を推進するとともに、空き家・遊休不動産を積極的に活用するスモール・コンセプションなどを推進します。また、資源のリサイクル等を進め、地域での資源循環を強化します。

福島の復興は政権の最重要課題です。生活や生業を取り戻すため、政府としても全力で取り組みます。また、ALPS処理水放出を受けた中国等による日本産水産物の輸入停止に対し、即時撤廃を求めるとともに、影響を受ける水産物の国内の需要拡大や新たな輸出先の開拓、国内での加工体制の強化等を着実に進め、我が国の水産事業者を守ります。

年初の羽田空港の衝突事故を受け、二度とこのような事故が起きないように、ハード・ソフト両面から再発防止対策に迅速に取り組むとともに、運輸安全委員会による原因究明を踏まえ、航空の安全・安心に向けた抜本的な対策を講じてまいります。

## 7 外交・安全保障

国際社会は「緊迫」の度を一層高めています。ウクライナ侵略や中東情勢はもとより、米国大統領選をはじめ、今後の世界の行方を左右する重要な国政選挙も目白押しです。G7広島サミット、キャンプ・デービッドでの日米韓首脳会合など、これまでの積み重ねを形にし、日本ならではのアプローチで、世界の安定と繁栄に向け、国際社会をリードします。

### (各国との関係深化)

まず、同盟国、同志国との連携が重要です。現在調整中の国賓待遇での訪米などの機会を通じ、我が国外交の基軸である日米関係を更に拡大・深化させます。日米同盟を一層強化して我が国の安全保障を万全なものとし、地域の平和と安定に貢献します。また様々なチャンネルを通じ、サプライチェーン強靱化や半導体に関する協力など、経済安全保障分野における日米間の連携を強化します。

先月東京で開催した日・ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の成果も踏まえ、また、日米豪印などを活用しつつ、関係各国との連携を強化し、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の推進における協力を一層進めます。

国際的課題への対応などで協力していくべき重要な隣国である韓国とは、尹大統領との信頼関係を礎に、幅広い連携を更に拡大・深化させるとともに、日米韓3か国での戦略的連携や、日中韓の枠組みも前進させます。

中国に対しては、昨年11月の習近平国家主席との首脳会談をはじめ、あらゆるレベルでの意思疎通を重ねてきています。これからも、「戦略的互惠関係」を包括的に推進するとともに、東シナ海や南シナ海における力による一方的な現状変更の試みに対するものを含め、我が国として主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案を含め対話を行い、共通の諸課題については協力する、「建設的かつ安定的な関係」を日中双方の努力で構築していきます。

対露制裁、対ウクライナ支援はこれを今後とも強力に推し進めます。2月には東

京で、日・ウクライナ経済復興推進会議を開催する予定です。日露関係は厳しい状況にありますが、我が国としては、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持します。

#### (拉致問題)

拉致被害者御家族が高齢となる中で、時間的制約のある拉致問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題であり、政権の最重要課題です。また、北朝鮮による核・ミサイル開発は断じて容認できません。全ての拉致被害者の1日も早い御帰国を実現し、日朝関係を新たなステージに引き上げるため、また、日朝平壤宣言に基づき、北朝鮮との諸問題を解決するためにも、金正恩委員長との首脳会談を実現すべく、私直轄のハイレベルでの協議を進めてまいります。

#### (グローバル・サウスとの連携)

昨年の広島サミットでは、G7以外の首脳らも一堂に会した場で、法の支配、主権や領土一体性の尊重等の重要性について認識を一致させることができました。この成果を土台としながら、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を進め、ブラジルでのG20などの機会を捉え、グローバル・サウスとの連携も深め、世界を分断や対立から協調に向け、導いてまいります。また、食料危機や気候変動、感染症などの世界的諸課題に対しても、「人間の尊厳」を中心に据えた外交、国際協力を、日本ならではの強みをいかしつつ、推進します。

#### (核兵器のない世界)

ロシアの核兵器による威嚇や北朝鮮の核・ミサイル開発等により、核軍縮をめぐる情勢は厳しさを増しています。しかし、そのような中だからこそ、昨年発出した「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」を強固なステップ台としつつ、国際賢人会議の叡智も得ながら、「ヒロシマ・アクション・プラン」の下での取組を一つ一つ実行し、「核兵器のない世界」に向け、現実的で実践的な取組を継続・強化します。

#### (防衛力の抜本的強化)

我が国が戦後最も厳しい安全保障環境のただ中にあることを踏まえ、防衛力の抜本的強化を着実に具体化し、自衛隊員の生活・勤務環境、処遇の向上にも取り組みます。

また、日米安全保障体制を基軸とする日米同盟は、グローバルな安定と繁栄の「公共財」として機能しており、同盟の抑止力・対処力を一層強化します。

基地負担の軽減にも引き続き取り組みます。普天間飛行場の1日も早い全面返還を目指し、辺野古への移設工事を進めます。また、沖縄経済を強化すべく支援を継続します。

防衛力の抜本的強化に必要な財源確保についても、一昨年末の閣議決定の枠組みに基づいて方向性を明確化し、取り組みます。

防衛力の強化や外交・安全保障とともに経済安全保障の抜本的強化が急務です。セキュリティ・クリアランス、サイバー・セキュリティ強化に取り組みます。

我が国のサイバー対応能力の向上はますます急を要する課題であり、関連の法整備に関し、可能な限り早期に法案をお示しできるよう、検討を加速します。

## 8 憲法改正・皇位継承

その他の先送りできない課題についても取り組んでいきます。

まずは、憲法改正です。衆・参両院の憲法審査会において、活発な議論をいただいたことを歓迎します。国民の皆様は御判断をいただくためにも、国会の発議に向け、これまで以上に積極的な議論が行われることを期待します。また、あえて自民党総裁として申し上げれば、自分の総裁任期中に改正を実現したいとの思いに変わりはなく、議論を前進させるべく、最大限努力したいと考えています。今年、条文案の具体化を進め、党派を超えた議論を加速してまいります。

安定的な皇位継承等への対応については、皇族数確保のための具体的方策等を取りまとめ、政府から国会に御報告しております。早期に「立法府の総意」が取りまとめられるよう、国会において積極的な議論が行われることを期待します。

## 9 結語

平成28年の熊本地震では、価値ある多くの陶芸品が破損しました。それに手を差し伸べたのは、輪島塗の職人でした。

割れた陶器の破片を集め、漆と金でつなぎ合わせる輪島塗の「金継ぎ」という技法で、見事に修復しました。被災地熊本の作品と、輪島塗の伝統技術が融合した新しい芸術作品は、美しい復興の象徴として人々に感動を与えました。被災地を思う「絆の力」と、若者たちのアイデアと、クラウドファンディングによる支援が組み合わせられ、日本の新たな力が輝いた瞬間でした。

同じ被災地だからこそ寄り添った対応ができる。保健所への職員の派遣、寄付金事務の代行、被災鉄道への支援、若い世代も含め、今度は熊本から石川に「8年前の恩返し」の動きが広まっています。

伝統と若さ、民間企業と公的機関、地域社会とスタートアップ。今回の震災の復興に当たっても、こうした様々な組み合わせによって生まれる「新たな力」が、能登を取り戻す原動力となっています。

「新たな力」は被災地にとどまるものではありません。最初から世界での活躍を見据える志を持つ若者。地域の課題を新たな技術で解決する試み。国民一人一人が持ち場でコツコツと地道に取り組んでいる現場。様々な場面で「新たな力」が生まれていることに気づかされます。この営みをつなぎ合わせ、デジタル、グリーン、官民連携、スタートアップなどの新しい要素と組み合わせていく。そうすれば、「明日は今日より良くなる日本」に向かう確かな力になっていくと確信します。

日本を変えていくこのチャンスを必ず掴み取る。

与野党それぞれの立場はありますが、議員各位とともに次の世代のために全力を尽くそうではありませんか。

国民の皆さんの御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

- 林国務大臣：この演説案は、既に総理が何度も推敲を重ねられたものであります。主要な政策課題について、可能な限りコンパクトに国民に説明するものであり、個々の政策を網羅的に記載していないことを御理解願います。先日、各大臣に關す

る部分をお届けし、これに対する御指摘につき調整させていただきました。本日の演説案はその結果を反映したものです。この案で御了解いただきたいと思います。特段の御意見がありましたら、お願いいたします。高市大臣。

- 高市国務大臣：大阪・関西万博の部分について、被災地の復旧・復興に支障がないという内容を述べてはどうかと考えており、冒頭を「新型コロナ及び大規模自然災害を乗り越え」などに修正いただければありがたいと思います。
- 林国務大臣：いただいた御意見の取扱いにつきましては、当方にお任せいただきます。なお、案文につきましては、今後、総理による修正があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

次に、3大臣の演説案の概要について、御説明をお願いいたします。まず、外務大臣から、御説明をお願いいたします。

- 上川国務大臣：外交演説は、日本外交の主要課題及びそれらに対する政府の基本方針を取り上げ、その全体像を示すものです。今回の外交演説の概要は次のとおりです。まず始めに国際情勢についての認識を述べた上で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、「人間の尊厳」が守られる安全・安心な世界を実現するための外交を推進する旨述べます。その上で、年始の外国訪問、「女性・平和・安全保障（W P S）」の取組、中東情勢への対応、法の支配の推進、「自由で開かれたインド太平洋」実現のための同盟国・同志国との連携、ロシアによるウクライナ侵略への対応について述べます。続いて、安全保障上の課題につき、国家安全保障戦略の下、政府安全保障能力強化支援（O S A）やサイバー安全保障、経済安全保障に取り組むとともに、日米同盟を一層強化する旨、そして、強くしなやかな経済力で世界に存在感を示すための経済外交の新しいフロンティアの開拓につき述べます。さらには、中国、韓国、ロシアとの外交、北朝鮮をめぐる諸懸案への対応、国連強化を含むグローバル課題への取組、「人間中心の国際協力」の推進、「核兵器のない世界」の実現、人権外交の推進、外交・領事実施体制の抜本的強化、在外邦人の安全確保、在外公館の強靱化、対日理解促進及び戦略的な対外発信にも取り組むことを述べます。以上を骨子とする本演説の内容を御了承いただくとともに、この基本方針に沿った外交政策の遂行に当たり、閣僚各位の御支援と御協力をお願い申し上げます。
- 林国務大臣：次に、財務大臣から、御説明をお願いいたします。
- 鈴木国務大臣：財政演説案の概要について御説明いたします。演説案では、経済の現状認識及び財政政策の基本的な考え方について述べた上で、令和6年度予算及び税制改正の概要を説明しております。その際、元日に発生した令和6年能登半島地震への対応についても触れております。最後に、本予算及び関連法案の一刻も早い成立が必要である旨を述べ、締めくくりとしております。以上、財政演説案の概要について御説明いたしました。御検討のほどよろしくお願い申し上げます。
- 林国務大臣：次に、新藤大臣から、御説明をお願いいたします。
- 新藤国務大臣：経済演説案の概要について、御説明します。まず、経済の現状認識と当面の経済財政運営として、我が国経済は、現在、高い水準となる賃上げ、設備

投資、株価など、前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済を熱量あふれる新たなステージへと移行させるチャンスを迎えていること、賃金上昇が物価上昇に追い付いていない中、物価高を乗り越え、供給力を強化するために策定した経済対策を速やかに実行し、当面の経済財政運営に万全を期すこと、などを述べています。次に、供給力の強化として、潜在成長率を引き上げるために、資本、労働及び全要素生産性に関し、政策対応を強化すること、そして、資本に関し、設備投資を強化するため、生産量に応じた減税制度の導入、「カタログ形式」での省力化投資の支援等を行うこと、労働に関し、人手不足解消に向け、全世代のリ・スキリング等に取り組むほか、「年収の壁・支援強化パッケージ」を実行すること、生産性に関し、イノベーションの力によって生産性を向上させるため、宇宙・海洋等のフロンティアの開拓、デジタル等の新技術の社会実装を進めるほか、諸外国との経済連携を強化すること、などを述べています。続いて、経済社会の持続可能性の確保として、「こども未来戦略」に基づき、3.6兆円程度の規模で少子化対策を強化するとともに、全世代型社会保障を構築し、制度の持続可能性を高めること、「新経済・財政再生計画」の改革工程表を実行する中で、DXやデータ駆動型社会の構築を進め、EBPMやPDCAの取組を通じて、ワイズスペンディングを徹底すること、などを述べています。最後に、各省庁の施策に横串を刺し、あらゆる政策手段を総動員することによって、我が国経済が持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済へと移行できるよう取り組んでいくことを述べ、むすびとしています。

○林国務大臣：ただ今の御説明につきまして、御意見がありましたら、お願いいたします。

これを持ちまして、演説案の検討を終わります。

なお、演説案の内容は、演説が行われるまで、外部に公表しない扱いになっておりますので、お含みおき願います。また、演説資料は、回収させていただきますので、そのまま席上に置かれますよう、お願いいたします。

以上を持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張されたデジタル大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。御発言はございますか。

無いようですので、これを持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔 令和 6 年 〕 ( 金 )  
1 月 26 日

## ◎一般案件

- 資料あり  
 ○ 令和 6 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（決定）（内閣府本府）
- 〃 ○ パレスチナ被災民に係る物資協力の実施について（決定）（内閣府本府・外務省）
- 〃 ○ { 1. 令和 6 年度一般会計予算  
 1. 令和 6 年度特別会計予算  
 1. 令和 6 年度政府関係機関予算  
 について（決定）（財務省）
- 〃 ○ 令和 5 年度一般会計予備費使用（41 件）について（決定）（同上）
- 〃 ○ 令和 5 年度エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定予備費使用について（決定）（同上）
- 〃 ○ ケニア共和国大統領ウィリアム・サモエイ・ルト閣下及び同令夫人の公式実務訪問賓客待遇について（了解）（外務省）
- 資料なし  
 ○ 国会の会期前に逮捕された国会議員の氏名等の通知について（決定）（内閣官房）
- 〃 ☆ 恩赦について（決定）（同上）

## ◎国会提出案件

- 資料あり  
 ○ 令和 3 年度決算に関する参議院の議決について講じた措置について（決定）  
〔 財務省・こども家庭庁・  
 法務・文部科学・防衛省 〕
- 〃 ○ 令和 4 年度特別会計財務書類について（決定）（財務省）
- 〃 ○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告について（決定）（厚生労働省）

◎政 令

- 資料あり  
資料あり
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（金融庁）
  - 〃 ○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）
  - 〃 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（デジタル庁）
  - 〃 ○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行期日を定める政令（決定）（同上）
  - 〃 ○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令（決定）（同上）

◎人 事

- 資料あり  
資料あり
- 特命全権大使高岡 望外 1 名を願に依り免ずることについて（決定）
  - 〃 ○市川健太を日本銀行監事に任命することについて（決定）
  - ☆判事補兼簡易裁判所判事牧野 賢を願に依り免ずることについて（決定）
  - 資料あり ○元厚生労働技官下田智久外 7 7 9 名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について（決定）

◎配 布

☆月例経済報告（内閣府本府）

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

〔 令 和 6 年 〕  
〔 1 月 26 日 〕 ( 金 )

◎ 一 般 案 件

資 料  
な し ○ 日 本 国 の 自 衛 隊 と ド イ ツ 連 邦 共 和 国 の 軍 隊 と の 間  
に お け る 物 品 又 は 役 務 の 相 互 の 提 供 に 関 す る 日 本  
国 政 府 と ド イ ツ 連 邦 共 和 国 政 府 と の 間 の 協 定 の 署  
名 に つ い て ( 決 定 ) ( 外 務 省 )

[ ○ 署 名 あり ☆ 署 名 な し ]